

新監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

# 財政援助団体等監査結果の報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

## 第3 監査の対象

### (1) 対象団体

社会福祉法人おひさま福祉会

### (2) 所管課

秋葉区役所健康福祉課

## 第4 監査の着眼点

### (1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうか。

### (2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

## 第5 監査の対象事務

令和5年4月から令和6年3月までに執行された事務事業

## 第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

## 第7 監査等の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局

### (2) 実施日程

令和6年11月5日から令和7年3月27日まで

## 第8 監査対象団体の概要

### (1) 名称及び所在地

社会福祉法人おひさま福祉会  
新潟市秋葉区新津東町2丁目2番8号

### (2) 基本財産等

18,610千円（市出捐額18,610千円 市出捐比率100%）  
※令和5年度新潟市の財務書類（統一的な基準）より抜粋

## 第9 監査の結果

この度の監査は、本市の財務書類より、本市が社会福祉法人おひさま福祉会（以下「法人」という。）に出捐していることを確認し、開始したものであるが、その実施過程において、出捐証書等は保管されておらず、後述の指摘事項のとおり、出捐の事実を確認できなかった。出資団体監査は、地方自治法第199条第7項及び同施行令第140条の7において、基本金等の4分の1以上出資している団体を監査することとしているが、法人はその要件を満たしているとは言い切れず、監査対象団体に該当しない可能性があるため、法人に対する監査を中止した。

また、所管課については、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

### (1) 指摘事項

**本市からの出捐金が基本金に計上されていないことを把握せず、放置していたもの**  
**所管課**

平成16年9月に、当時の新津市は、市立保育所の運営を移管するため、法人に対し、法人設立時の基本財産及び運転資金として1,861万円を拠出した。社会福祉法人会計基準では、社会福祉法人の設立並びに施設の創設等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金や、運転資金として收受した寄附金については、基本金として計上することと規定されている。拠出した当時の新津市の決算書類等によれば、当該拠出金は出捐金であり、法人の決算書類には基本金として計上されるべきところ、設立時に基本金ではなく、補助金収入として計上されていた。これにより、当該拠出金について、本市は出捐金として認識している一方で、法人は補助金として認識しているという相違が生じていたが、所管課はこの度の監査が実施されるまで把握していなかった。

所管課は、当該拠出金を市の公金を財源とした出捐金として認識し、本市の財務書類においても同様に計上しているのであれば、それが基本金に計上されていない顛末を調査し、出捐者の意思が決算書類上に反映されるよう指導しなければならないところ、法人に対する指導を怠り、長年にわたりこれを放置していた。

これまで、所管課が法人の決算書類を確認する機会は何度もあったにもかかわらず、この事態に気付かなかったのは、社会福祉法人会計基準の理解が不十分であったことに加え、出捐した場合に伴う責務を十分に理解していなかったことが原因であり、出捐者としての監督責任を果たしているとはいえない。

所管課は、当該拠出金が市の公金を財源としていることの重要性を十分に理解し、法人と互いの認識の相違を解消するため、真摯に協議に取り組み、出捐者としての責務を

全うするよう強く求めるものである。